

第7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

1 提出する必要がある方

令和7年中に不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限ります。）、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料（以下これらの手数料を「不動産売買等のあっせん手数料」といいます。）の支払をする法人（国、都道府県等の公法人や人格のない社団等を含みます。）と不動産業者である個人（主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方を除きます。）の方です。

【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する令和7年中の支払金額の合計が **15 万円**を超えるもの

2 各欄の記載要領

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
① 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の売買又は貸付けのあっせんをした方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載してください。 また、【 個人番号又は法人番号 】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。
② 区分	譲渡、譲受け、貸付け、借受けのように記載してください。
③ 支払金額	令和7年中に支払の確定した金額（未払の金額を含む。）を「区分」欄の支払内容ごとに記載してください。
④ あっせんに係る不動産等	(1) 「物件の種類」欄：土地、借地権、地役権、建物等 (2) 「数量」欄：土地の面積、建物の戸数、延べ面積等 (3) 「取引金額」欄：売買や貸付けの対価の額（賃貸借の場合には単位(月、週、日、㎡等)当たりの賃貸借料）
⑤ 支払者	不動産売買等のあっせん手数料を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

3 その他の注意事項

- (1) 「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「(摘要)」欄の「あっせんをした者」欄に、あっせんをした方の住所（所在地）、氏名（名称）、マイナンバー又は法人番号、あっせん手数料の「支払確定年月日」、「支払金額」を記載して提出する場合には、この支払調書の作成・提出を省略することができます。
- (2) 消費税等の取扱いについては、35 ページ **法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について** を参照してください。
- (3) 名目が紹介料、業務委託料、コンサルタント料等であっても、実質的にあっせん手数料と同等の性質を有している場合については、この調書を提出する必要があります。
- (4) 税務署へ提出を要する不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書は、1 枚です。

4 記載例

令和 7 年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書											
支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号									
	氏名又は名称	国税 七郎			個人番号又は法人番号						
	区 分	支払確定年月日			支 払 金 額						
	譲 渡	年 月 日 7 . 6 . 2			千 円 891 000						
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物 件 の 所 在 地		数 量	取 引 金 額						
	土地	〇〇市△△町1-1		165㎡	千 円 25 000 000						
(摘要)											
支払者	住所(居所)又は所在地	熊本市東区東町3-2-53									
	氏名又は名称	株式会社 〇〇物産			個人番号又は法人番号						
		(電話)096-XXXX-XXXX									

あ
っ
せ
ん